

平成 30 事務年度における相続税の調査等の状況

令和元年 12 月
広島国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する調査状況
- 2 海外資産関連事案に対する調査状況
- 3 贈与税に対する調査状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況

(1) 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 28 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 501 件（平成 29 事務年度 608 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 425 件（平成 29 事務年度 495 件）で、非違割合は 84.8%（平成 29 事務年度 81.4%）となっています。

(2) 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 136 億 2 千 8 百万円（平成 29 事務年度 149 億 6 千 7 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,720 万円（平成 29 事務年度 2,462 万円）となっています。

(3) 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、金額が多い順に、現金・預貯金等が 51 億 6 千 8 百万円（平成 29 事務年度 50 億 2 千 6 百万円）、土地が 14 億 9 千 1 百万円（平成 29 事務年度 15 億 4 千万円）、有価証券が 14 億 8 千 7 百万円（平成 29 事務年度 19 億 2 千 5 百万円）となっています。

(4) 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 24 億 3 千 6 百万円（平成 29 事務年度 29 億 2 千 1 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 486 万円（平成 29 事務年度 480 万円）となっています。

(5) 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 73 件（平成 29 事務年度 58 件）、賦課割合は 17.2%（平成 29 事務年度 11.7%）となっています。

➤ 相続税の調査事績

項目		事務年度等			
		平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	608 件	501 件	82.4 %	
②	申告漏れ等の非違件数	495 件	425 件	85.9 %	
③	非違割合 (②/①)	81.4 %	84.8 %	3.4 ポイント	
④	重加算税賦課件数	58 件	73 件	125.9 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	11.7 %	17.2 %	5.5 ポイント	
⑥	(注) 申告漏れ課税価格	14,967 百万円	13,628 百万円	91.1 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	2,186 百万円	2,893 百万円	132.3 %	
⑧	追徴税額	本税	2,507 百万円	2,056 百万円	82.0 %
⑨		加算税	414 百万円	380 百万円	91.8 %
⑩		合計	2,921 百万円	2,436 百万円	83.4 %
⑪	1 実 件 当 た り 査	(注) 申告漏れ課税価格 (⑥/①)	2,462 万円	2,720 万円	110.5 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	480 万円	486 万円	101.3 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 平成30事務年度における相続税の簡易な接触の状況

➤ 相続税の簡易な接触の状況

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施し、適正申告の確保に努めています。

平成30事務年度における簡易な接触の件数は486件（平成29事務年度818件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は262件（平成29事務年度543件）で、この割合は53.9%（平成29事務年度66.4%）となっています。

➤ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	簡易な接触件数	818 件	486 件	59.4 %	
②	申告漏れ等の非違件数	137 件	81 件	59.1 %	
③	回答等の件数 ^(注1)	406 件	181 件	44.6 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	543 件	262 件	48.3 %	
⑤	非違及び回答等の割合(④/①)	66.4 %	53.9 %	ポイント ▲ 12.5	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注2)	3,881 百万円	2,261 百万円	58.3 %	
⑦	追徴税額	本税	204 百万円	112 百万円	54.9 %
⑧		加算税	7 百万円	5 百万円	71.4 %
⑨		合計	211 百万円	118 百万円	55.9 %
⑩	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格(⑥/①) ^(注2)	474 万円	465 万円	98.1 %
⑪	当たり接触	追徴税額(⑨/①)	26 万円	24 万円	92.3 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅱ 調査に係る主な取組

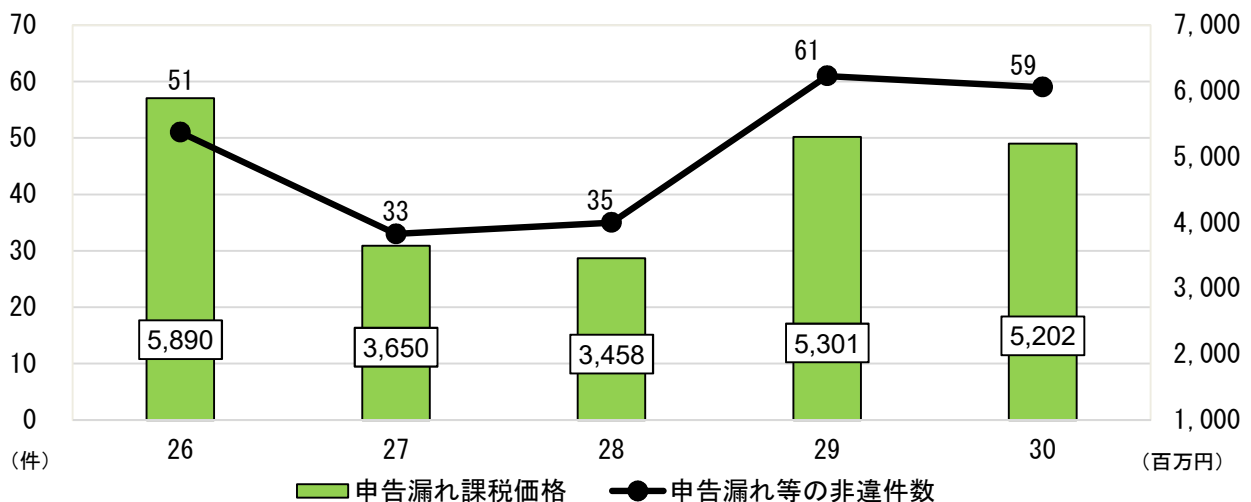
1 無申告事案に対する調査状況

- 無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の更なる収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。
- 平成30事務年度においては、無申告事案に対する実地調査を67件（前年対比95.7%）実施しました。このうち、申告漏れの非違があったものは59件（同96.7%）、追徴税額の総額は400百万円（同113.3%）となっています。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	実地調査件数	70件	67件	95.7%	
②	申告漏れの非違件数	61件	59件	96.7%	
③	非違割合 (②/①)	87.1%	88.1%	1.0ポイント	
④	申告漏れ課税価格	5,301百万円	5,202百万円	98.1%	
⑤	追徴税額	本税	284百万円	322百万円	113.4%
⑥		加算税	69百万円	79百万円	114.5%
⑦		合計	353百万円	400百万円	113.3%
⑧	1 実地調査 件当たり	申告漏れ課税価格 (④/①)	7,573万円	7,764万円	102.5%
⑨		追徴税額 (⑦/①)	504万円	597万円	118.5%

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 海外資産関連事案に対する調査状況

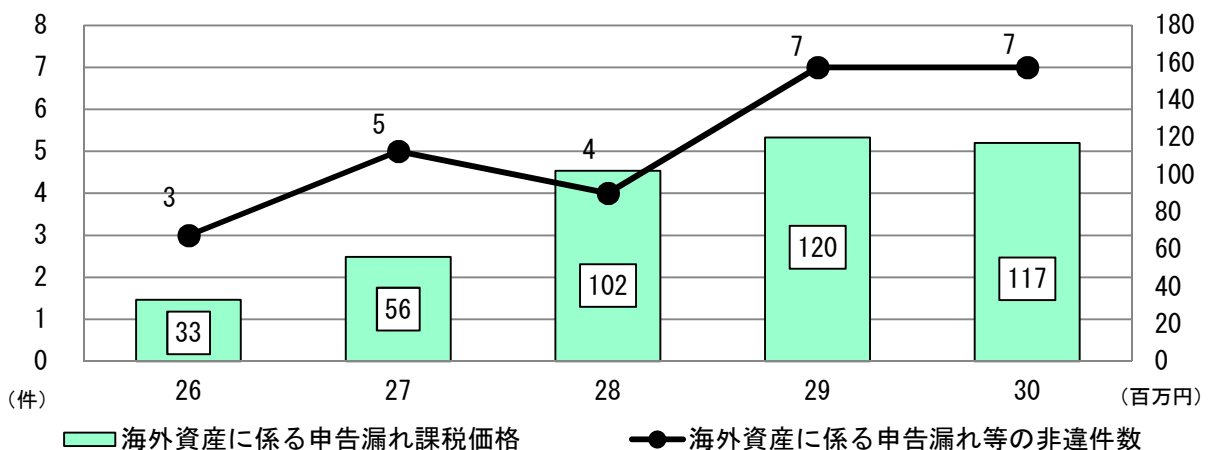
- 納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、相続税調査の実施に当たっては、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、平成30年9月に初回交換が行われたCRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、海外資産の把握に努めています。
- 平成30事務年度においては、海外資産関連事案に対する実地調査を29件（前年対比116.0%）実施しました。このうち、海外資産に係る申告漏れ等の非違があった件数は7件（同100.0%）、海外取引等に係る申告漏れ課税価格は117百万円（同97.5%）となっています。

○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		平成29事務年度		平成30事務年度		対前事務年度比	
①	海外資産関連事案に係る 実地調査件数		25 件		29 件		116.0 %	
②	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数		21	7 件	20	7 件	95.2	100.0 %
③	海外資産に係る 申告漏れ課税価格		759	120 百万円	576	117 百万円	75.9	97.5 %
④	非違1件当たりの 申告漏れ課税価格(③/②)		3,614	1,710 万円	2,880	1,671 万円	79.7	97.7 %

- (注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。
- 2 左肩数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。
- 3 海外資産に係る重加算税賦課事案はない。

○ 海外資産に係る申告漏れ課税価格の推移



3 贈与税に対する調査状況

- 国税局では、相続税の補完税である贈与税の適正な課税を実現するために、積極的に資産情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努めており、無申告事案を中心に、贈与税の調査を実施しています。
- 平成30事務年度においては、贈与税事案に対する実地調査を202件（前年対比84.9%）実施しました。このうち、申告漏れ等の非違があった件数は182件（同91.9%）、追徴税額の総額は497百万円（同198.0%）となっています。

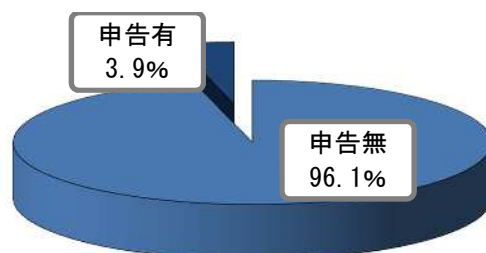
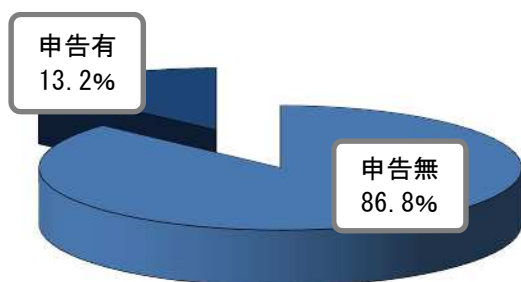
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

事務年度等		平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	238件	202件	84.9%
②	申告漏れ等の非違件数	198件	182件	91.9%
③	申告漏れ課税価格	1,010百万円	1,348百万円	133.5%
④	追徴税額	251百万円	497百万円	198.0%
⑤	1 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	424万円	667万円	157.3%
⑥	1 実地調査 追徴税額 (④/①)	105万円	246万円	234.3%

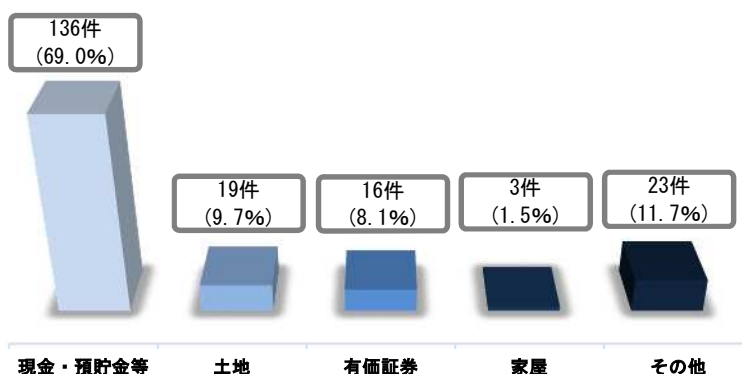
○ 調査事績に占める無申告事案の状況（平成30事務年度）

(1) 申告漏れ等の非違件数の状況

(2) 申告漏れ課税価格の状況



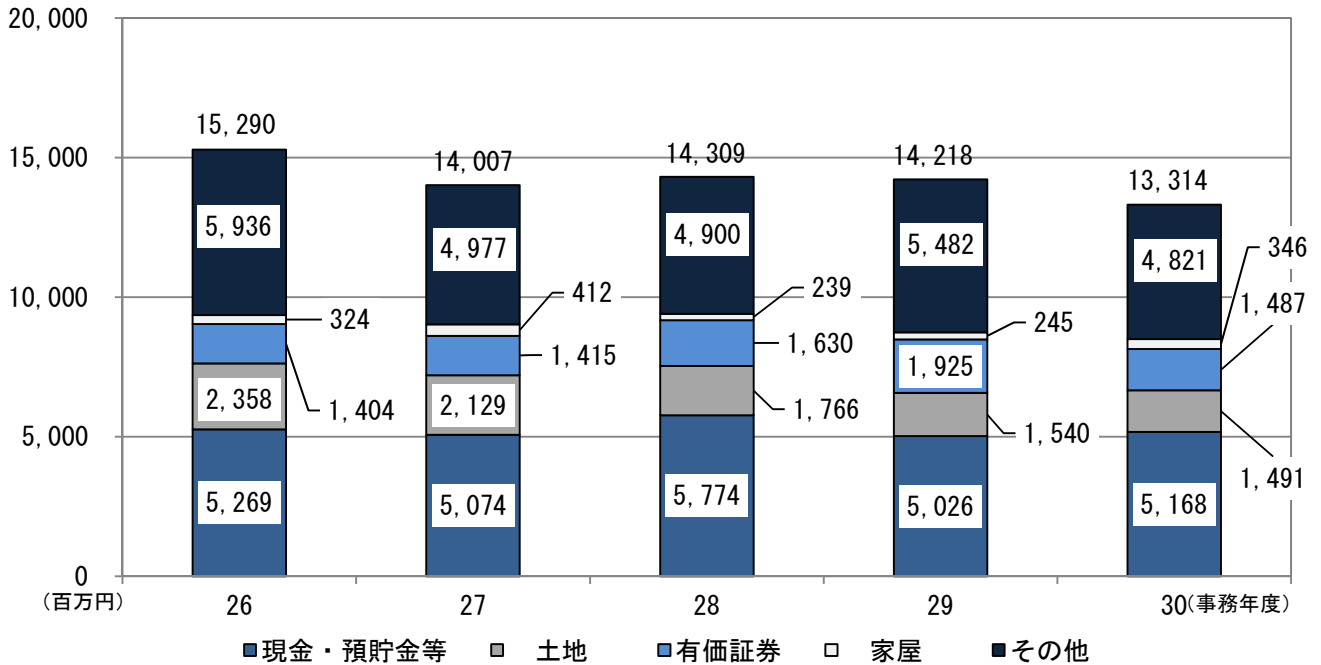
○ 調査事績に係る財産別非違件数（平成30事務年度）



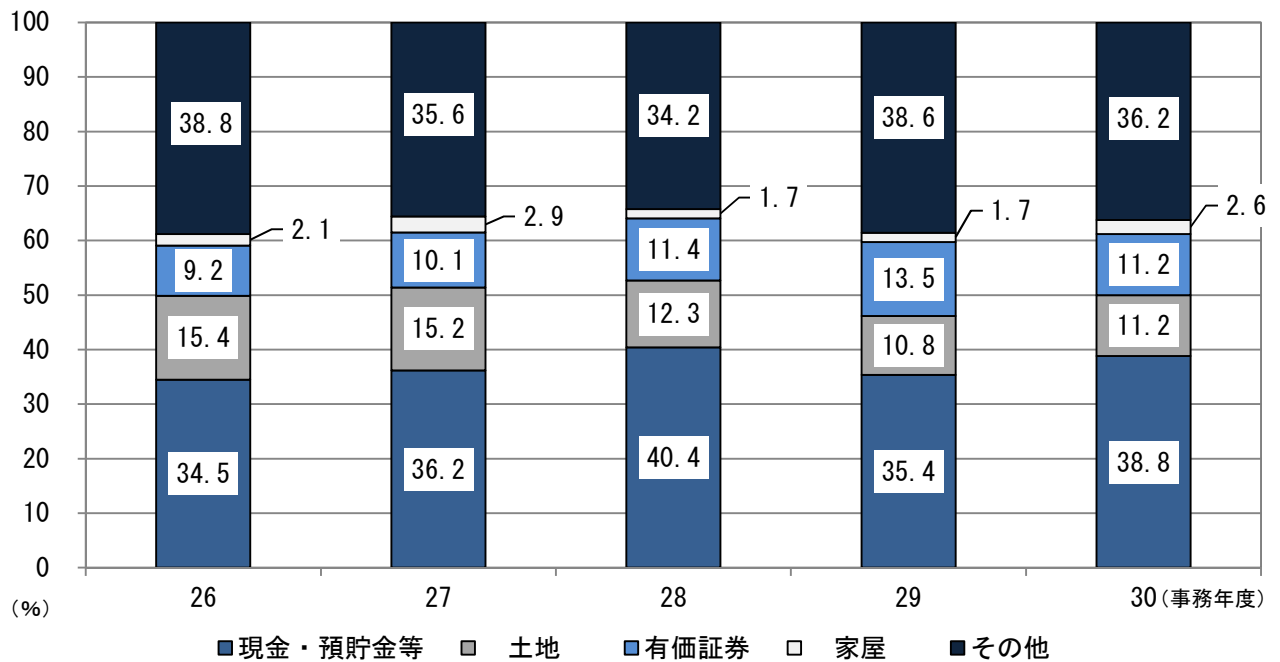
(注) 各財産の件数は非違件数(延件数)、()内の数値は構成比。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



平成 30 事務年度における相続税の調査等の状況

令和元年 12 月
広島国税局
【鳥取県】

I 相続税の調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況

(1) 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 28 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 54 件（平成 29 事務年度 50 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 50 件（平成 29 事務年度 42 件）で、非違割合は 92.6%（平成 29 事務年度 84.0%）となっています。

(2) 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 26 億 8 千 1 百万円（平成 29 事務年度 12 億 3 千 8 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 4,965 万円（平成 29 事務年度 2,476 万円）となっています。

(3) 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、金額が多い順に、現金・預貯金等が 14 億 5 千 7 百万円（平成 29 事務年度 6 億 6 千 1 百万円）、有価証券が 1 億 9 千 2 百万円（平成 29 事務年度 1 億 8 千 7 百万円）、土地が 1 億 6 千 3 百万円（平成 29 事務年度 5 千 2 百万円）となっています。

(4) 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 3 億 5 千万円（平成 29 事務年度 2 億 4 千 1 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 648 万円（平成 29 事務年度 482 万円）となっています。

(5) 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 4 件（平成 29 事務年度 2 件）、賦課割合は 8.0%（平成 29 事務年度 4.8%）となっています。

➤ 相続税の調査事績

項目		事務年度等			
		平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	50 件	54 件	108.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	42 件	50 件	119.0 %	
③	非違割合 (②/①)	84.0 %	92.6 %	8.6 ポイント	
④	重加算税賦課件数	2 件	4 件	200.0 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	4.8 %	8.0 %	3.2 ポイント	
⑥	(注) 申告漏れ課税価格	1,238 百万円	2,681 百万円	216.6 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	88 百万円	62 百万円	70.5 %	
⑧	追徴 税額	本税	211 百万円	303 百万円	143.6 %
⑨		加算税	30 百万円	47 百万円	156.7 %
⑩		合計	241 百万円	350 百万円	145.2 %
⑪	1 実 件 地 当 た り 査	(注) 申告漏れ課税価格 (⑥/①)	2,476 万円	4,965 万円	200.5 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	482 万円	648 万円	134.4 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅱ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 平成30事務年度における相続税の簡易な接触の状況

➤ 相続税の簡易な接触の状況

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施し、適正申告の確保に努めています。

平成30事務年度における簡易な接触の件数は59件（平成29事務年度66件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は33件（平成29事務年度35件）で、この割合は55.9%（平成29事務年度53.0%）となっています。

➤ 相続税の簡易な接触の事績

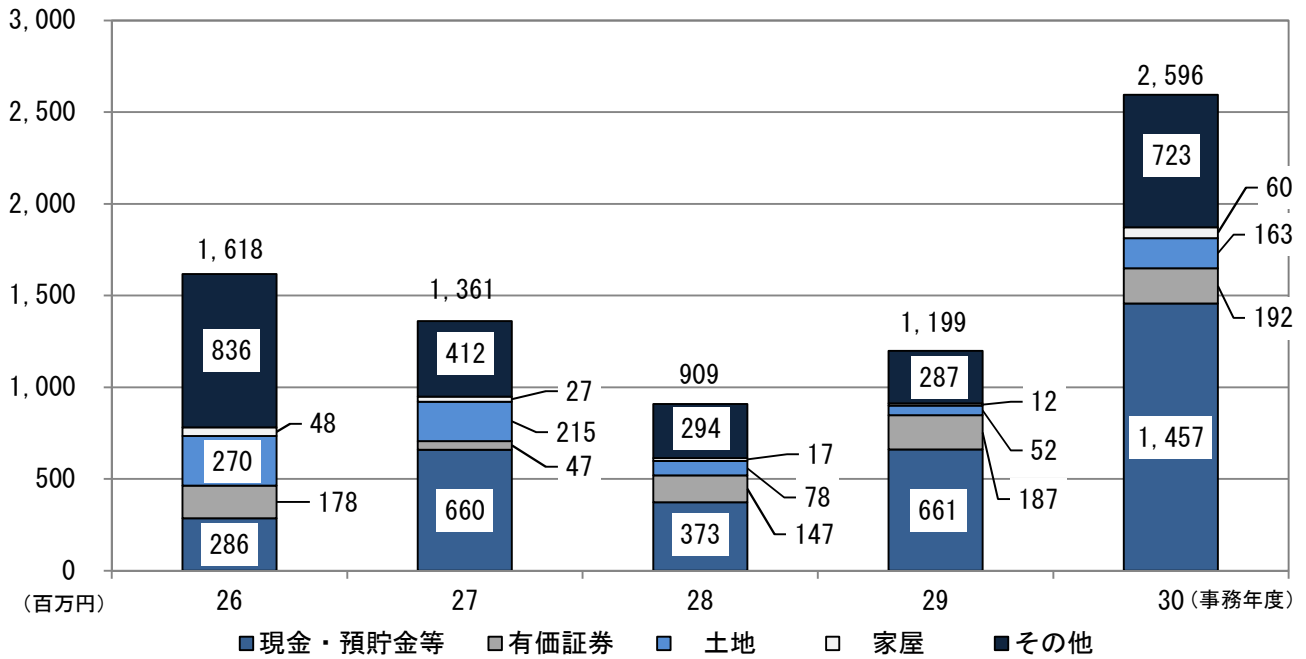
項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	簡易な接触件数	66 件	59 件	89.4 %	
②	申告漏れ等の非違件数	7 件	7 件	100.0 %	
③	回答等の件数 ^(注1)	28 件	26 件	92.9 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	35 件	33 件	94.3 %	
⑤	非違及び回答等の割合(④/①)	53.0 %	55.9 %	2.9 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注2)	13,340 万円	15,502 万円	116.2 %	
⑦	追徴税額	本税	642 万円	▲8 万円	— %
⑧		加算税	39 万円	11 万円	28.2 %
⑨		合計	681 万円	3 万円	0.4 %
⑩	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格(⑥/①) ^(注2)	202 万円	263 万円	130.2 %
⑪	当たりの接触	追徴税額(⑨/①)	10 万円	0.05 万円	0.5 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

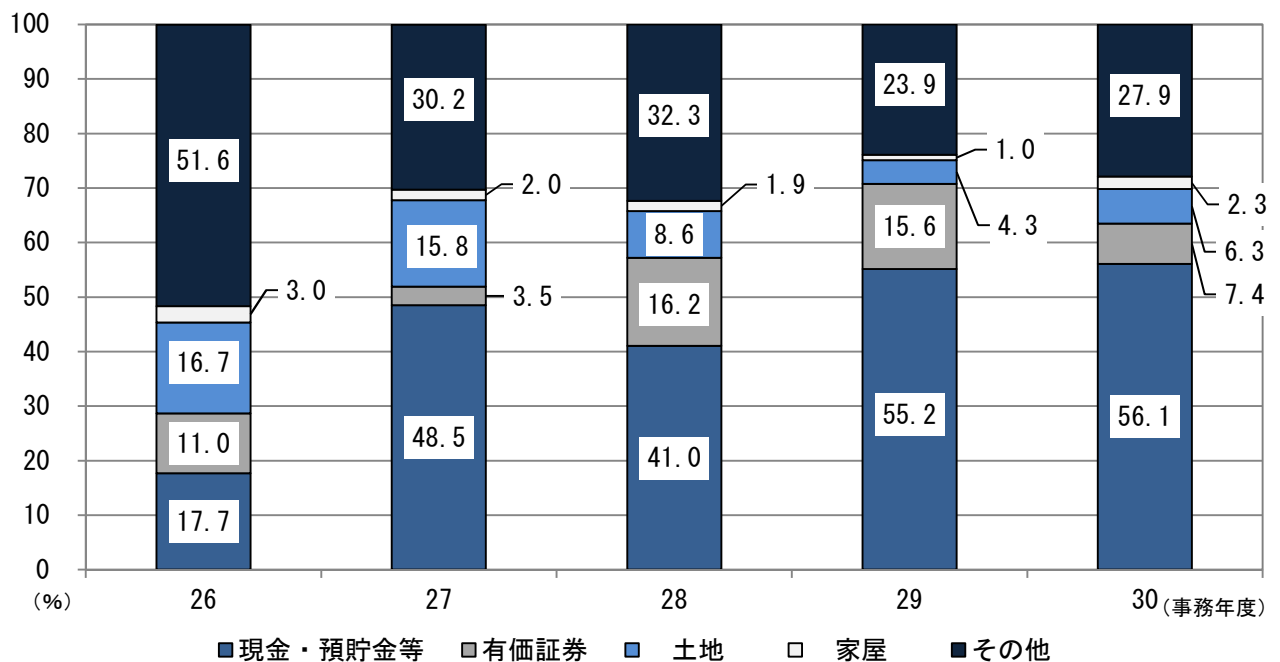
2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



平成 30 事務年度における相続税の調査等の状況

令和元年 12 月
広島国税局
【島根県】

I 相続税の調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における相続税の現地調査の状況
- 2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況

(1) 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 28 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 56 件（平成 29 事務年度 53 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 47 件（平成 29 事務年度 41 件）で、非違割合は 83.9%（平成 29 事務年度 77.4%）となっています。

(2) 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 8 億 7 千 5 百万円（平成 29 事務年度 8 億 6 千 7 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 1,563 万円（平成 29 事務年度 1,636 万円）となっています。

(3) 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、金額が多い順に、現金・預貯金等が 2 億 7 百万円（平成 29 事務年度 2 億 1 千 8 百万円）、有価証券が 5 千 9 百万円（平成 29 事務年度 6 千 6 百万円）、土地が 5 千 4 百万円（平成 29 事務年度 1 億 3 千 9 百万円）となっています。

(4) 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 1 億 5 千 8 百万円（平成 29 事務年度 8 千 2 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 282 万円（平成 29 事務年度 155 万円）となっています。

(5) 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 4 件（平成 29 事務年度 3 件）、賦課割合は 8.5%（平成 29 事務年度 7.3%）となっています。

➤ 相続税の調査事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	実地調査件数	53 件	56 件	105.7 %	
②	申告漏れ等の非違件数	41 件	47 件	114.6 %	
③	非違割合 (②/①)	77.4 %	83.9 %	6.5 ポイント	
④	重加算税賦課件数	3 件	4 件	133.3 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	7.3 %	8.5 %	1.2 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	867 百万円	875 百万円	100.9 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	39 百万円	108 百万円	276.9 %	
⑧	追徴 税額	本税	73 百万円	138 百万円	189.0 %
⑨		加算税	9 百万円	21 百万円	233.3 %
⑩		合計	82 百万円	158 百万円	192.7 %
⑪	1 実 件 地 当 ち り 査	申告漏れ課税価格 ^(注) (⑥/①)	1,636 万円	1,563 万円	95.5 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	155 万円	282 万円	181.9 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅱ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 平成30事務年度における相続税の簡易な接触の状況

➤ 相続税の簡易な接触の状況

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施し、適正申告の確保に努めています。

平成30事務年度における簡易な接触の件数は26件（平成29事務年度51件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は15件（平成29事務年度39件）で、この割合は57.7%（平成29事務年度76.5%）となっています。

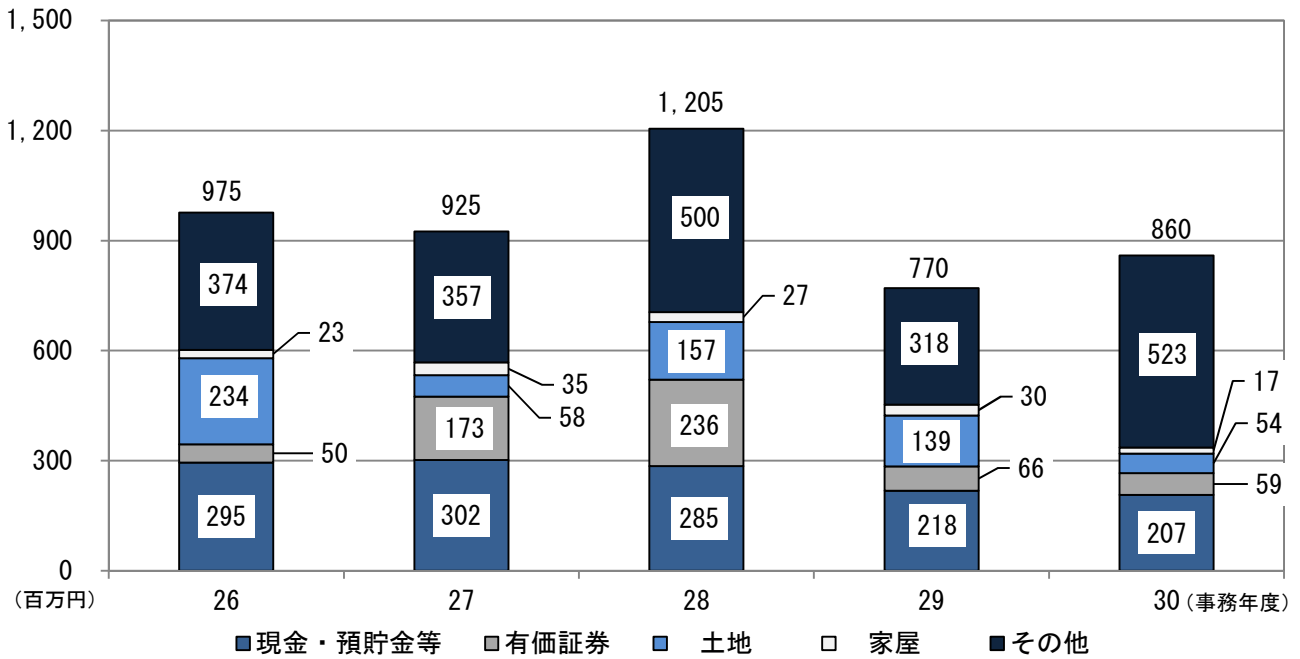
➤ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	簡易な接触件数	51 件	26 件	51.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	12 件	5 件	41.7 %	
③	回答等の件数 ^(注1)	27 件	10 件	37.0 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	39 件	15 件	38.5 %	
⑤	非違及び回答等の割合(④/①)	76.5 %	57.7 %	▲ 18.8 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注2)	45,405 万円	26,516 万円	58.4 %	
⑦	追徴税額	本税	596 万円	1,853 万円	310.9 %
⑧		加算税	23 万円	41 万円	178.3 %
⑨		合計	619 万円	1,894 万円	306.0 %
⑩	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格(⑥/①) ^(注2)	890 万円	1,020 万円	114.6 %
⑪	当たりの接触	追徴税額(⑨/①)	12 万円	73 万円	608.3 %

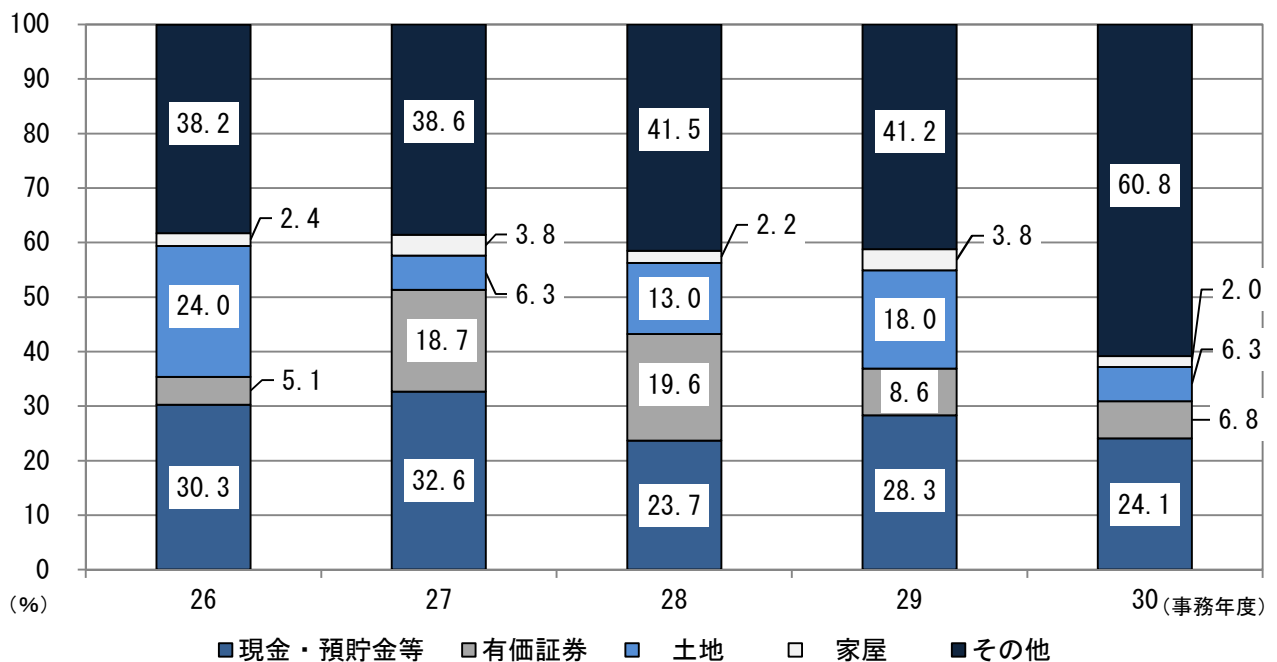
- (注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。
- 2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである

Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



平成 30 事務年度における相続税の調査等の状況

令和元年 12 月
広島国税局
【岡山県】

I 相続税の調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況

(1) 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 28 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 107 件（平成 29 事務年度 140 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 90 件（平成 29 事務年度 112 件）で、非違割合は 84.1%（平成 29 事務年度 80.0%）となっています。

(2) 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 23 億 6 千 1 百万円（平成 29 事務年度 38 億 9 千 7 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,207 万円（平成 29 事務年度 2,784 万円）となっています。

(3) 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、金額が多い順に、現金・預貯金等が 8 億 2 千 1 百万円（平成 29 事務年度 10 億 4 千 2 百万円）、土地が 2 億 2 千 2 百万円（平成 29 事務年度 3 億 9 千 7 百万円）、有価証券が 1 億 4 千万円（平成 29 事務年度 4 億 9 千 6 百万円）となっています。

(4) 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 4 億 6 千万円（平成 29 事務年度 8 億 9 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 430 万円（平成 29 事務年度 578 万円）となっています。

(5) 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 23 件（平成 29 事務年度 9 件）、賦課割合は 25.6%（平成 29 事務年度 8.0%）となっています。

➤ 相続税の調査事績

項目		事務年度等			
		平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	140 件	107 件	76.4 %	
②	申告漏れ等の非違件数	112 件	90 件	80.4 %	
③	非違割合 (②/①)	80.0 %	84.1 %	4.1 ポイント	
④	重加算税賦課件数	9 件	23 件	255.6 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	8.0 %	25.6 %	17.6 ポイント	
⑥	(注) 申告漏れ課税価格	3,897 百万円	2,361 百万円	60.6 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	194 百万円	616 百万円	317.5 %	
⑧	追徴税額	本税	719 百万円	394 百万円	54.8 %
⑨		加算税	90 百万円	66 百万円	73.3 %
⑩		合計	809 百万円	460 百万円	56.9 %
⑪	1 実地 当たり 調査	(注) 申告漏れ課税価格 (⑥/①)	2,784 万円	2,207 万円	79.3 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	578 万円	430 万円	74.4 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅱ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 平成30事務年度における相続税の簡易な接触の状況

➤ 相続税の簡易な接触の状況

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施し、適正申告の確保に努めています。

平成30事務年度における簡易な接触の件数は157件（平成29事務年度218件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は96件（平成29事務年度118件）で、この割合は61.1%（平成29事務年度54.1%）となっています。

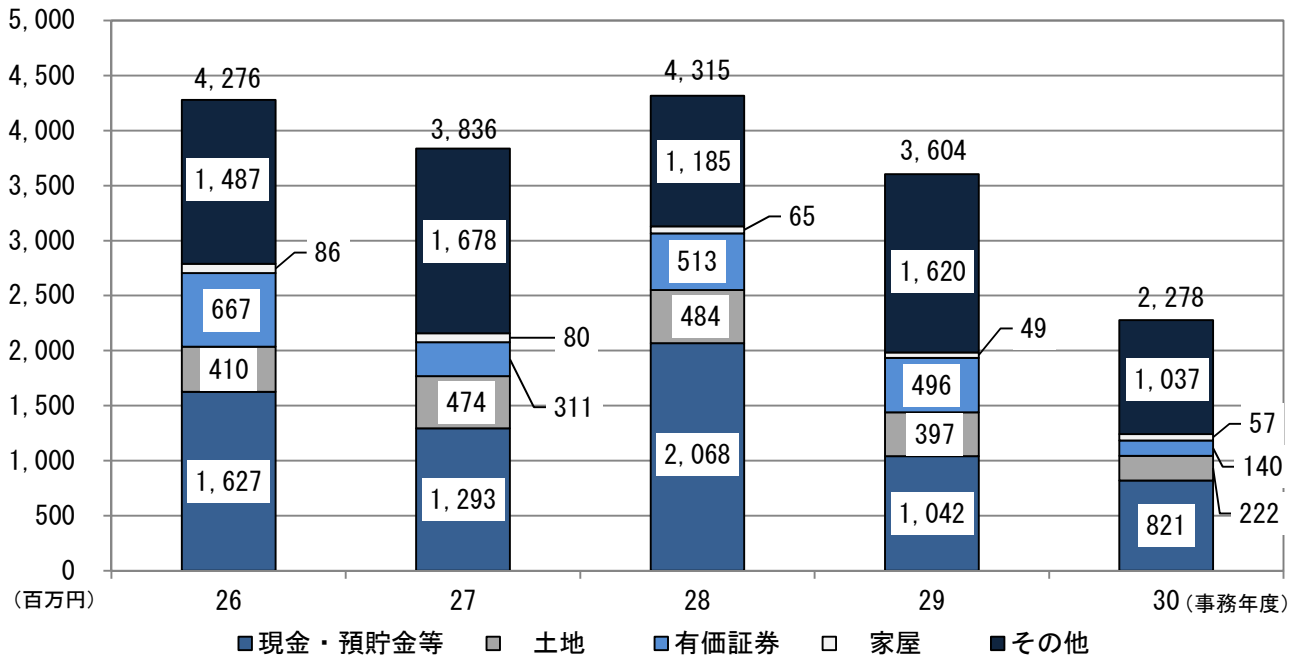
➤ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	簡易な接触件数	218 件	157 件	72.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	29 件	27 件	93.1 %	
③	回答等の件数 <small>(注1)</small>	89 件	69 件	77.5 %	
④	申告漏れ等の非違及び 回答等の件数(②+③)	118 件	96 件	81.4 %	
⑤	非違及び回答等の割合 (④/①)	54.1 %	61.1 %	7.0 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 <small>(注2)</small>	40,422 万円	52,470 万円	129.8 %	
⑦	追徴 税額	本税	1,841 万円	3,506 万円	190.4 %
⑧		加算税	34 万円	181 万円	532.4 %
⑨		合計	1,875 万円	3,687 万円	196.6 %
⑩	1 簡 件 易 な 接 触	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <small>(注2)</small>	185 万円	334 万円	180.5 %
⑪		追徴税額 (⑨/①)	9 万円	23 万円	255.6 %

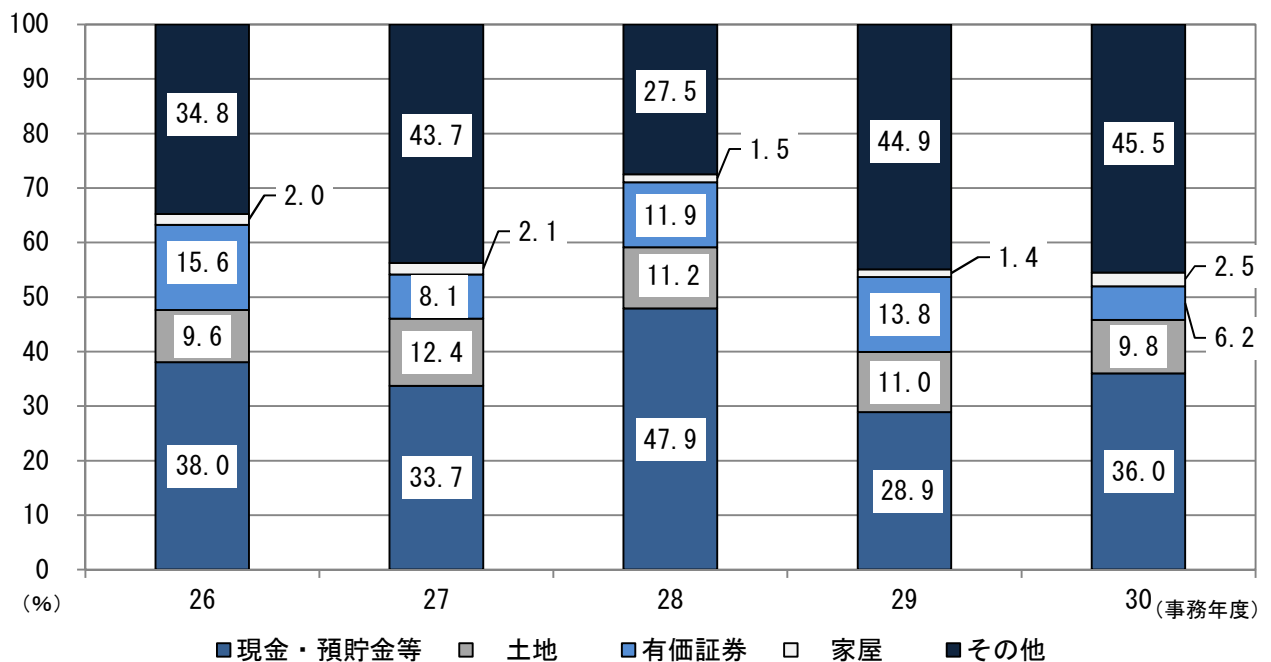
- (注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。
2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



平成 30 事務年度における相続税の調査等の状況

令和元年 12 月
広島国税局
【広島県】

I 相続税の調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況

(1) 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 28 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 197 件（平成 29 事務年度 257 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 165 件（平成 29 事務年度 210 件）で、非違割合は 83.8%（平成 29 事務年度 81.7%）となっています。

(2) 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 50 億 4 千 4 百万円（平成 29 事務年度 62 億 3 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,560 万円（平成 29 事務年度 2,414 万円）となっています。

(3) 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、金額が多い順に、現金・預貯金等が 15 億 5 千 3 百万円（平成 29 事務年度 18 億 9 千 9 百万円）、土地が 8 億 4 千万円（平成 29 事務年度 8 億 4 千 2 百万円）、有価証券が 6 億 8 千万円（平成 29 事務年度 9 億 1 千 5 百万円）となっています。

(4) 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 10 億 5 千 6 百万円（平成 29 事務年度 11 億 2 千 3 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 536 万円（平成 29 事務年度 437 万円）となっています。

(5) 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 28 件（平成 29 事務年度 29 件）、賦課割合は 17.0%（平成 29 事務年度 13.8%）となっています。

➤ 相続税の調査事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	実地調査件数	257 件	197 件	76.7 %	
②	申告漏れ等の非違件数	210 件	165 件	78.6 %	
③	非違割合 (②/①)	81.7 %	83.8 %	2.1 ポイント	
④	重加算税賦課件数	29 件	28 件	96.6 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	13.8 %	17.0 %	3.2 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	6,203 百万円	5,044 百万円	81.3 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	1,166 百万円	1,470 百万円	126.1 %	
⑧	追徴 税額	本税	946 百万円	880 百万円	93.0 %
⑨		加算税	177 百万円	177 百万円	100.0 %
⑩		合計	1,123 百万円	1,056 百万円	94.0 %
⑪	1 実 件 地 当 調 り 査	申告漏れ課税価格 ^(注) (⑥/①)	2,414 万円	2,560 万円	106.0 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	437 万円	536 万円	122.7 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅱ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 平成30事務年度における相続税の簡易な接触の状況

➤ 相続税の簡易な接触の状況

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施し、適正申告の確保に努めています。

平成30事務年度における簡易な接触の件数は159件（平成29事務年度369件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は63件（平成29事務年度287件）で、この割合は39.6%（平成29事務年度77.8%）となっています。

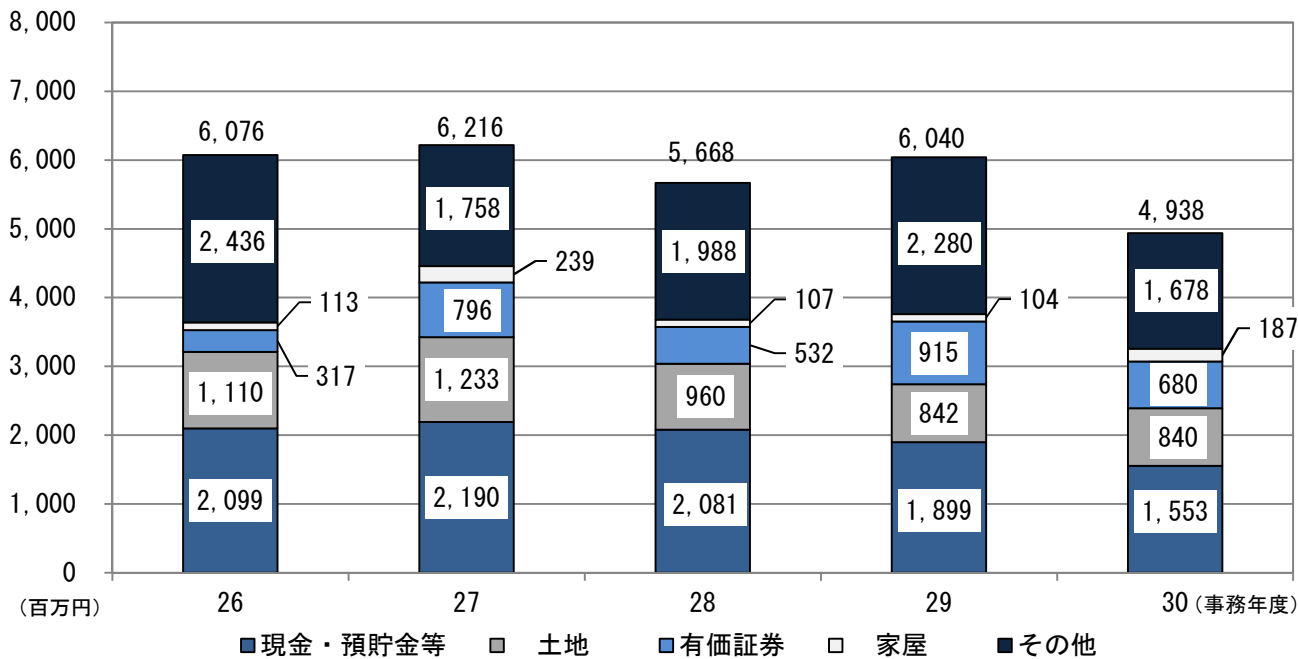
➤ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	簡易な接触件数	369 件	159 件	43.1 %	
②	申告漏れ等の非違件数	73 件	26 件	35.6 %	
③	回答等の件数 ^(注1)	214 件	37 件	17.3 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	287 件	63 件	22.0 %	
⑤	非違及び回答等の割合(④/①)	77.8 %	39.6 %	ポイント ▲ 38.2	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注2)	233,963 万円	83,319 万円	35.6 %	
⑦	追徴税額	本税	13,472 万円	3,492 万円	25.9 %
⑧		加算税	435 万円	176 万円	40.5 %
⑨		合計	13,907 万円	3,668 万円	26.4 %
⑩	1 簡易な接触に相当した接触	申告漏れ課税価格(⑥/①) ^(注2)	634 万円	524 万円	82.6 %
⑪		追徴税額(⑨/①)	38 万円	23 万円	60.5 %

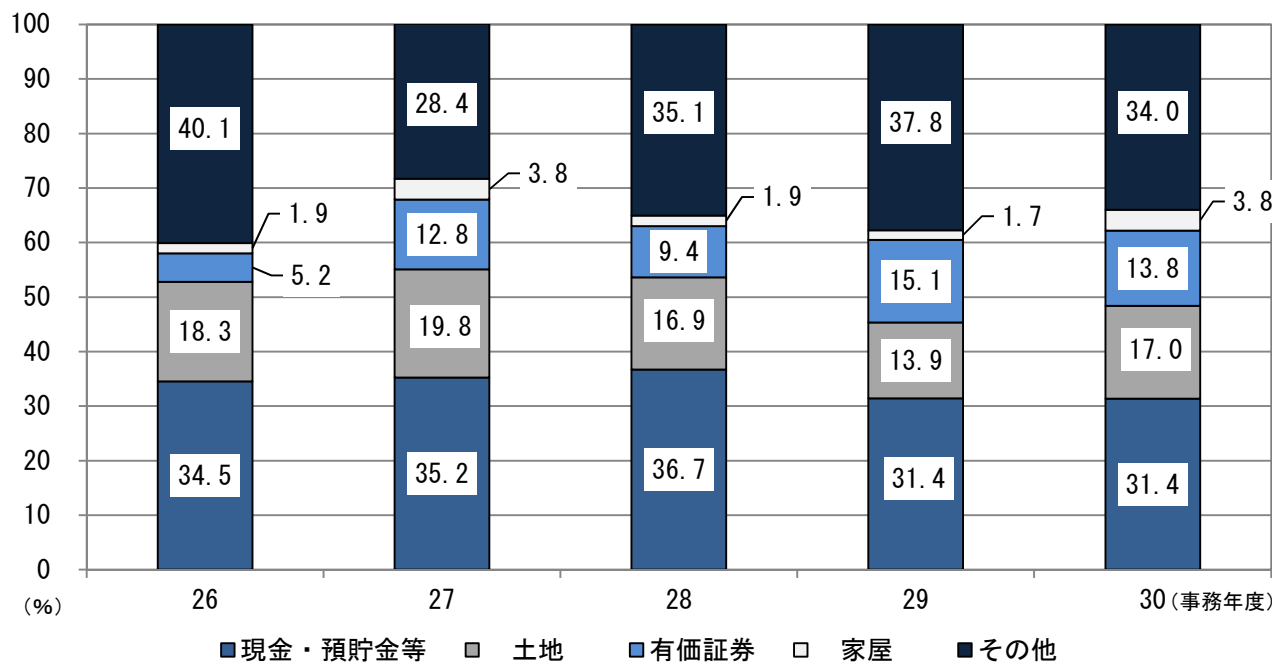
- (注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。
- 2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



平成 30 事務年度における相続税の調査等の状況

令和元年 12 月
広島国税局
【山口県】

I 相続税の調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況

(1) 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 28 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 87 件（平成 29 事務年度 108 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 73 件（平成 29 事務年度 90 件）で、非違割合は 83.9%（平成 29 事務年度 83.3%）となっています。

(2) 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 26 億 6 千 7 百万円（平成 29 事務年度 27 億 6 千 1 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 3,066 万円（平成 29 事務年度 2,556 万円）となっています。

(3) 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、金額が多い順に、現金・預貯金等が 11 億 2 千 9 百万円（平成 29 事務年度 12 億 6 百万円）、有価証券が 4 億 1 千 6 百万円（平成 29 事務年度 2 億 6 千万円）、土地が 2 億 1 千 2 百万円（平成 29 事務年度 1 億 1 千 1 百万円）となっています。

(4) 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 4 億 1 千 1 百万円（平成 29 事務年度 6 億 6 千 6 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 472 万円（平成 29 事務年度 617 万円）となっています。

(5) 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 14 件（平成 29 事務年度 15 件）、賦課割合は 19.2%（平成 29 事務年度 16.7%）となっています。

➤ 相続税の調査事績

項目		事務年度等			
		平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	108 件	87 件	80.6 %	
②	申告漏れ等の非違件数	90 件	73 件	81.1 %	
③	非違割合 (②/①)	83.3 %	83.9 %	0.6 ポイント	
④	重加算税賦課件数	15 件	14 件	93.3 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	16.7 %	19.2 %	2.5 ポイント	
⑥	(注) 申告漏れ課税価格	2,761 百万円	2,667 百万円	96.6 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	700 百万円	636 百万円	90.9 %	
⑧	追徴 税額	本税	557 百万円	342 百万円	61.4 %
⑨		加算税	109 百万円	69 百万円	63.3 %
⑩		合計	666 百万円	411 百万円	61.7 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	(注) 申告漏れ課税価格 (⑥/①)	2,556 万円	3,066 万円	120.0 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	617 万円	472 万円	76.5 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅱ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 平成30事務年度における相続税の簡易な接触の状況

➤ 相続税の簡易な接触の状況

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施し、適正申告の確保に努めています。

平成30事務年度における簡易な接触の件数は85件（平成29事務年度114件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は55件（平成29事務年度64件）で、この割合は64.7%（平成29事務年度56.1%）となっています。

➤ 相続税の簡易な接触の事績

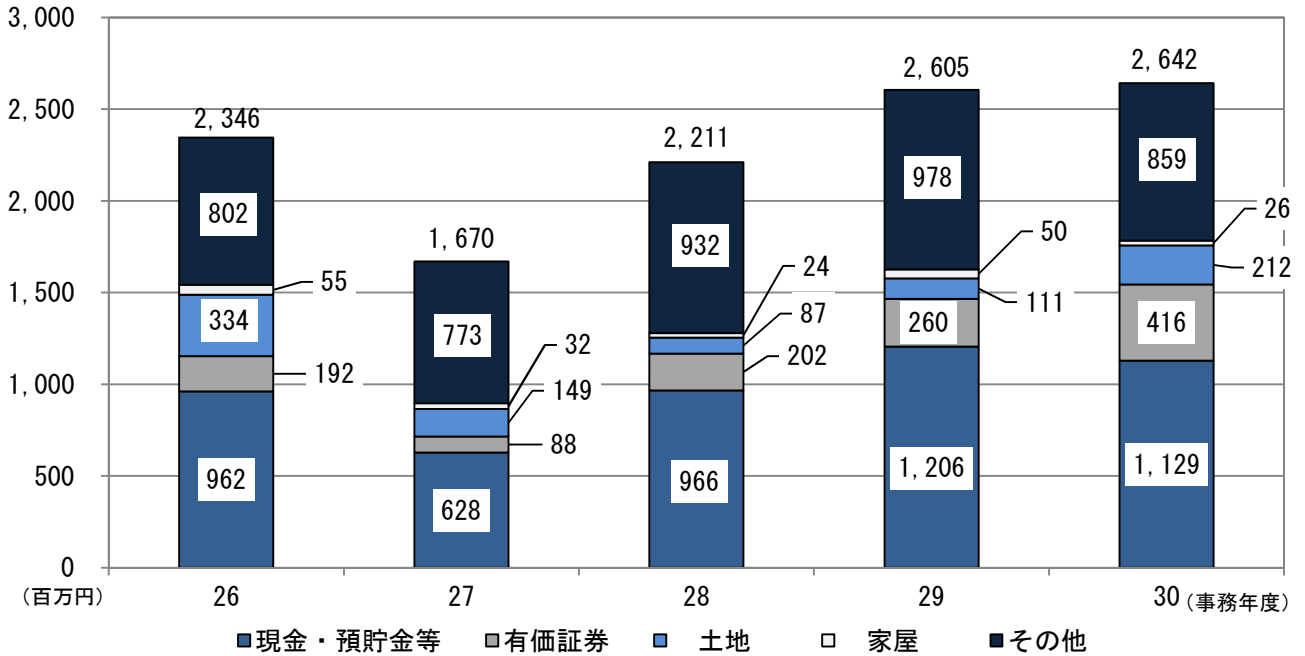
項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	簡易な接触件数	114 件	85 件	74.6 %	
②	申告漏れ等の非違件数	16 件	16 件	100.0 %	
③	回答等の件数 ^(注1)	48 件	39 件	81.3 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	64 件	55 件	85.9 %	
⑤	非違及び回答等の割合(④/①)	56.1 %	64.7 %	8.6 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注2)	54,969 万円	48,281 万円	87.8 %	
⑦	追徴税額	本税	3,868 万円	2,383 万円	61.6 %
⑧		加算税	201 万円	115 万円	57.2 %
⑨		合計	4,069 万円	2,499 万円	61.4 %
⑩	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格(⑥/①) ^(注2)	482 万円	568 万円	117.8 %
⑪	当た接り触	追徴税額(⑨/①)	36 万円	29 万円	80.6 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

